下北山村住宅活用促進事業チェックシート

【令和４年４月１日版】

対象建築物の所在地：下北山村　　　　　区

（記入日　令和　　年　　月　　日）

この補助金を利用して新築、取得、改修した場合は、申請時と同様の目的で１０年間定住または活用する必要があります。また、空き家の解消により固定資産税が増額されることがあります。そのため，特に空き家を借り受けて入居を考えておられる方は，建物所有者及び土地所有者に補助金を利用することについて説明をするようにしてください。　　　　　　□はい

次の質問にお答えください。

|  |
| --- |
| 活用予定の建築物について |
| １ | 建築物は土地・建物ともに登記されていますか。また、登記の名義人と所有者は一致していますか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ２ | 一戸建ての建築物ですか。　 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ３ | 空き家になる前は住宅として利用され，台所，浴室，トイレがある建築物ですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ４ | 過去に本補助金の助成を受けたことがありますか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ５ | 行政から建築基準法等の指導を受けていない建築物ですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ６ | 工事に着手していない建築物ですか。　 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ７ | 所有者及び所有者の３親等の者が居住する予定のない建築物ですか。（※） | □はい　□いいえ　□分からない |
| ８ | 賃貸契約締結前の建築物ですか。（売買については相談してください。※） | □はい　□いいえ　□分からない |
| 申請者について |
| ９ | 村税（住民税及び固定資産税）等の滞納はないですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| １０ | 助成を受けてから、場合によっては返還金が生じることに同意していただけますか。 | □はい　□いいえ　□分からない |

※　申請者が空き家を購入して移住する場合などは，売買契約締結前に申請手続きを行う必要があります。（締結後は所有者の扱いになり，補助の対象とはなりません。）

|  |  |
| --- | --- |
| 相談者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（□申請予定者　□代理人） |
| 相談者連絡先※希望の連絡方法に○をしてください。 | 〒電話：　　 －　　 　－　 　　　　FAX：　　 　－　　　 －　　　　e-mail：受付番号： |